

午後 2 時04分 開会

○事務局（山根） 失礼いたします。定刻となりました。委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

早速ですが、ただいまから令和 6 年度第 2 回岡山市環境総合審議会を開催させていただきます。

私は、本日司会を務めさせていただきます環境保全課自然保護係の山根と申します。よろしくお願いいたします。

なお、本日は、逢澤委員、尾形委員、小野委員、黒住委員、杉山委員、吉田委員はご都合によりご欠席です。

それでは、開会に当たりまして、環境局次長の福田から挨拶申し上げます。

○福田次長 環境局次長の福田でございます。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

委員の皆様には、日頃から本市の環境保全に関する施策にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

本日は、前回の審議会でご審議いただきました岡山市環境保全条例及び岡山市環境基本条例に関するパブリックコメントの結果を事務局からご報告し、答申案についてご審議いただく予定としております。

昨今の環境問題や社会的変化に対応し、今後の環境行政を適切に推し進めていくために必要な審議となります。委員の皆様におかれましては、各分野からの忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

それでは、よろしくお願いいたします。

○事務局（山根） 続きまして、お手元の資料の確認ですが、本日、机の上に、会議次第、出席者名簿、配席図ほか、メール等でお送りした資料を印刷してお配りしております。不足がございましたら、都度、事務局にお知らせください。

それでは、委員の皆様簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。先生方の専門

分野などを含めてご挨拶いただけたらと思います。

まず、藤原会長をお願いします。続いて、妹尾副会長から反時計回りにマイクを回してください。

○藤原会長 岡山大学の藤原です。専門は廃棄物マネジメントです。よろしくお願いします。

○妹尾安裕副会長 失礼します。岡山県環境保健センターの妹尾と申します。

当センターのほうは、環境関係の試験研究とかしている機関ですので、そういった観点からのお話ができたらいいかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○妹尾桂名委員 こんにちは。環境カウンセラーズおかやまの妹尾と申します。よろしくお願いします。

最近、食品ロスとかそちらのほうのことを主にやっている活動を行っております。これからよろしくお願いします。

以上です。

○片岡委員 片岡八重子と申します。専門は建築の設計で、主に既存ストックの活用や空き家の再生等を岡山県内外で実践をしております。よろしくお願いいたします。

○氏原委員 失礼いたします。岡山大の氏原といいます。よろしくお願いいたします。

専門は、都市計画とか、あと交通計画をしております。よろしくお願いします。

○池本委員 お世話になります。岡山県自然保護センターの池本と申します。

専門は野生動物のほうなんですけども、近年は環境学習等のほうもやっておったりもします。よろしくお願いします。

○赤井委員 おかやまエコマインドネットワークの赤井といいます。

環境に関していろいろな課題が出てくるのに当たって、それに対応した活動をしています。最近、食品ロス、プラスチックごみ、あるいはサステナブルファッション等について勉強したり啓発活動をしています。よろしくお願いします。

○平松委員 連合婦人会の副会長をしております平松と申します。

私は、環境浄化部を担当してるということで、こちらに来させていただいております。専門的な知識はございませんけれども、皆様のご意見を伺って学習していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○原委員 原明子と申します。E S D持続可能な開発のための教育というところをやっております。S D G s なんかも含まれるかと思えます。よろしくお願いいたします。

○児子委員 岡山市の連合町内会の関係から出ておりまして、理事としてこちらに参加させていただいております。

もともと技術屋なものですから、あまりよく分からないということもあるんですけども、いろいろとお話を聞かせていただいて今後の参考にしたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○田代委員 岡山大学法学部の田代と申します。専門は行政法、特に行政と市民の関係に関するルールについて勉強しております。よろしくお願いいたします。

○事務局（山根） ありがとうございます。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

○横山課長 環境保全課の課長をしております横山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部課長補佐 課長補佐の阿部と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（小野） 環境保全課の自然保護係の小野といいます。本日はよろしくお願いいたします。

○遠藤係長 同じく、自然保護係の遠藤と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局（山根） よろしくよろしくお願いいたします。

今回、岡山市環境総合審議会に係る議事録作成を担当します株式会社議事録発行センターに臨席いただいております。

続きまして、審議会の設置規定等について説明させていただきます。

本審議会は、岡山市環境保全条例第52条の2第1号に基づいて設置されています。

また、本日は、委員17名のうち11名と、過半数の出席をいただいていますので、会議は成立します。

それでは、議事に移らせていただきます。

ここからの議事進行は、藤原会長にお願いいたします。

なお、ご意見等の発言をされる際には、挙手の上、会長からの指名を受けてください。

それでは、藤原会長、お願いいたします。

○藤原会長 それでは、本日の会議を始めさせていただきます。

これまでに、岡山市環境保全条例と岡山市環境基本条例のパブリックコメントというのが実施されまして、その結果について事務局より説明いただいて、それからその修正について忌憚のないご意見をいただきながら完成させていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、審議の事項に入ります。

審議事項ごとにご意見、質問等をいただくこととします。委員の皆様には、議事進行にご協力どうぞよろしく申し上げます。

それでは、審議事項について事務局から説明をお願いします。

○遠藤係長 それでは、説明をさせていただきます。

すいません、説明の前に、本来はスライドのほうで映して説明させていただく予定だったんですけど、スライドの調子が悪くて、お手元にお配りしています紙のほうで目を通していただくこととなりますので、すみませんがよろしくご願ひいたします。

それではまず、本日はパブリックコメントの実施結果をご報告させていただきますし、その後、答申案についてご審議いただく予定としております。

ご審議いただく答申案ですけれども、昨年11月開催の審議会におきまして、岡山市環境保全条例の改正について、改正方針をお示しして、諮問をさせていただきました。その後、本年5月開催の審議会では条例案をご審議いただきまして、そこでのご意見を踏まえまして条例案を修正いたしております。修正した条例案につきましては、9月からパブリックコメントを実施しておりまして、市民からいただきましたご意見を踏まえ、さらに修正しているところでございます。

こういった経過を踏まえまして、このたび答申案を作成いたしましたので、ご審議をお願いするところでございます。

それではまず、資料の説明の前に、前回の環境総合審議会でもいただきましたご意見への対応を説明させていただきたいと思っております。

ご意見とそれへの対応について取りまとめたものと、ご意見を受けて修正した条例案を、前回審議会の開催後に各委員様へはご送付しておりまして、ご確認いただいていることと思っておりますが、改めて、ご意見を受けて条例案を修正した主な箇所を説明させていただきたいと思っております。すいません、資料はご用意しておりませんので、お聞きいただければと思っております。

まず、環境基本条例についてですけど、前文については、分かりやすさにプラスしまして危機感が伝わるような表現にとか、気候変動問題と生物多様性と環境汚染は別々にあるのではなく、複雑に絡み合って影響を与え合っているというふうな記載をとるご意見をいただいております。これを踏まえまして、3つの世界的危機と言われる気候変動、生物多様性の損失、汚染というキーワードを用いるなどしまして、修正をしております。

また、環境基本条例の第3条、これは基本理念の条項になりますけれども、こちらは、基本理念は大事なところですので分かりやすい表現になどのご意見をいただきまして、こちらでも修正しております。

また、同じく第5条、こちらは市民の責務の条項でございますけれども、これは条

文を分かりやすくとのご意見を踏まえまして修正しているところがございます。

また、同第7条の、こちらは施策の策定等に係る指針について、誰が何をするのかというのを明確にしてくださいというご意見をいただきまして、「市は」という主語を追加しているところがございます。

また、語句の修正でございますが、環境基本条例の第2条、こちらは用語の定義の条項でございます。あと、第7条施策の策定等に係る指針の条項でございますけれども、こちらにつきましては、動植物について表現する場合、国では「生息・生育」と記すのが一般的とのご指摘を受けております。このため、「生育環境」という表現をしておりましたが、「生息又は生育の環境」と修正しております。

また、環境保全条例のほうですけれども、第29条の9、こちらは外来種の放出等の禁止の条項でございます。こちらにつきましては、最近では移入種という言葉はあまり使われてないというご指摘を受けまして、この条文の見出しを「移入種の放出等の禁止」から「外来種の放出等の禁止」に修正しております。

以上、前回の審議会でのご意見を踏まえての条例案の主な修正箇所についてでございます。

それでは、資料の説明のほうに移らせていただきます。

まず、報告事項といたしまして、資料1のパブリックコメントの結果についてご報告いたします。

資料1をご覧ください。

岡山市環境保全条例（改正案）及び岡山市環境基本条例（案）に係るパブリックコメントを9月2日から10月1日まで1か月間実施いたしまして、8名の方から40件のご意見をいただいております。

資料は、左側に、いただいたご意見の概要を、右側に、ご意見に対する市の考え方を記載しております。

主なご意見といたしましては、まず環境基本条例の前文についてですが、2ページ

をご覧ください。

No.7、8、9では、地球環境が直面する危機感の記述が乏しいというもの、またNo.10と3ページのNo.11では、前文に時代の潮流の具体例を追加されたいというご意見、またNo.12、13の、前文中の環境汚染について、環境汚染の内容を明確に書いてほしいなどのご意見をいただいております。

また、環境基本条例の第2条用語の定義の条項と、第7条施策の策定等に係る指針の条項でございますが、4ページのNo.21とか5ページのNo.22、25、26、また6ページに移りましてNo.27、31でございますが、こういった条文の中に海洋の汚染または海ごみという表記がありますが、こちらを海洋プラスチックごみと明確に表記してほしいとのご意見をいただいております。

ほかにもご意見をいただいておりますが、複数からのご意見としては以上のものが挙げられます。

ご意見に対する市の考え方でございますけれども、環境基本条例に係るご意見をたくさんいただいているところでございますが、環境基本条例は、大前提といたしまして、環境の保全についての基本理念や施策の基本事項を定めるものでありまして、個別の環境課題等に対応するものではございません。そのため、個別の環境問題については市でも認識はしておりますけれども、将来的に新しい環境問題が発生した場合に柔軟な対応ができるようにするため、条文には具体例を示さず、幅広く捉えることができる表現としております。したがって、個別の環境問題に係るご意見をいただいておりますが、これらに関しましては条文は原案どおりとさせていただきたいと考えております。

次に、いただきましたご意見を受けまして、検討の結果、条文の修正をするものが2点ございます。

まず、4ページのNo.19でございます。ご意見でございます。こちらのご意見ですが、環境基本条例の前文では「市民、事業者及び行政」、また環境基本条例の第1条

では「市、市民及び事業者」、それからまた環境保全条例の第29条では「市及び事業者並びに市民」と、表記がまちまちとなっているので統一されたいというご意見でございます。

ご指摘のとおり、文言の整理ができておりませんでしたので、ご意見を踏まえまして、環境基本条例第1条目的の条項と、環境保全条例の第29条生物多様性の保全に関する施策の推進の条項ですけれども、こちらの表記を修正いたしまして、「市並びに市民及び事業者」に統一いたします。今回の条例改正に当たりまして、条文中で「市民」と「事業者」という語句が並列する場合には、「市民」を前に、「事業者」を後に記載するというように整理しておりますので、それに倣ったものでございます。

また、環境基本条例の前文につきましては、こちらの文言が「私たちは、市民、事業者及び行政の全ての人々の参加により」という文言になっておりましたが、前文は条例の理念等を分かりやすくお伝えするものでございますので、分かりにくい表現を改めましてシンプルにいたしまして、「私たちは、全ての市民の参加により」と修正いたします。

それから次に、8ページでございます。

No.39のご意見でございます。こちらは、環境基本条例第27条の条文で「地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全」という文言を、海洋プラスチック問題の重大性に鑑みて、これを「地球温暖化の防止、海洋プラスチック汚染の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全」とされたいというご意見でございます。

ご指摘を受けまして条文を見直したところ、基本条例第2条で、用語の定義の条項でございますけれども、こちらでは古い表現として削除しましたオゾン層という言葉が第27条のほうに残っているなど、文言の整理ができてない点がございまして、見直しまして、環境基本条例第27条は「市は、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境保全に資する施策を推進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」という条文であったものを、これを「市は、地球環境保全に資する施策を推

進するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」に修正いたします。

地球環境保全という言葉につきましては、環境基本条例の第2条第2号で温暖化の進行等の具体例を挙げまして用語の定義を行っておりますので、第27条では改めて具体例は記載しないことといたしました。

報告事項は以上でございます。

続きまして、資料2、答申案についての説明に入らせていただきます。

資料2をご覧ください。

こちらは、令和5年11月6日に開催されました環境総合審議会におきまして岡山市環境保全条例の改正方針をお示しし、岡山市環境保全条例の改正について諮問をさせていただいておりますので、その答申案となります。

お示しした改正方針といたしましては、附属資料2というのがあると思うんですが、資料が岡山市環境保全条例の改正方針についてという資料でございます。

○事務局（山根） 皆様、資料はございますでしょうか。大丈夫でしょうか。今が資料右肩に資料の2と書いてあるものと、あと左上に附属資料1と、ちょっと小さい文字になるんですけども、岡山市長の印が右のほうに押されてるものです。その資料を用いて説明させていただいております。よろしいでしょうか。

○遠藤係長 その附属資料の中の、岡山市環境保全条例の改正方針についてという資料でございます。

そこに、3の改正の必要性のところに列挙しているんですけども、1つ目が、新たな環境問題への対応ということで、近年の潮流を踏まえ、3つの世界的危機と言われる気候変動、生物多様性の損失、汚染などの重要課題への対応として市が取り組む施策の実効性を確保することが1つ。

2つ目の方針といたしましては、特定建築物制度の廃止でございます。当該制度は、公害が社会問題化していた昭和40年代に盛り込まれた、環境に影響を及ぼすおそれのある建築物を把握するための届出制度でございますが、昨今の企業のコンプライ

アンス意識の向上に伴いまして、一定の役割を終えていますので、当該制度を規定した現行の環境保全条例の第40条を削除するという方針でございます。

3つ目、これが主なものですけれども、環境基本条例相当規定の独立です。現行の環境保全条例では、環境の保全に係る基本理念や施策の基本となる事項と公害防止等に係る事業場規制が混在しているため、基本理念や施策の基本的な事項を環境基本条例として独立制定いたしまして、環境保全条例は、公害防止に係る具体的な事業場等の規制措置等を具体的に規定した実施条例とするものでございます。

4つ目がその他の対応で、文言の修正やその他必要な修正を行うものでございます。

これらの改正方針や、お示ししております条例案について、これまでご審議をいただきました内容等を踏まえまして答申案を作成いたしました。

まず、答申案の1ページ目をご覧ください。

構成といたしまして、1の「はじめに」から始まりまして、2で審議経過として、ご審議いただきました3回の審議会の概要を記載しております。

2ページに移っていただきまして、3として、改正に当たっての基本的な考え方を示しております。この基本的な考え方は、諮問時にお示しました先ほどの改正方針の資料になりますけれども、そこにも記しておりますが、その中での改正の趣旨に準じた内容をお示ししております。

また、4の審議結果につきましてですけれども、こちらは、今回の条例改正の趣旨が、現行の環境保全条例は環境基本条例に相当する規定である理念や施策の基本となる事項と公害防止等に係る具体的な手続や制度が混在しているため、理念や施策の基本となる事項を独立させ、新たに環境基本条例に相当する条例を制定することにあります。全く新しい条例を制定するものではありませんので、細かい個別具体的な審議内容は書かずに、審議内容を大きくまとめた表現とさせていただいております。

審議の結果、岡山市環境保全条例の改正は、環境の保全に関する施策を総合的かつ

計画的に推進する上で適切なものと認める。改正方針のとおり、基本理念や施策の基本となる事項を独立させ、新たに環境基本条例に相当する条例を制定されたい。条文については次の意見を附帯するといたしまして、附帯意見といたしまして、条文については可能な限り市民にとって理解しやすい表現に努めることとしております。

次に、5で条例体系といたしまして、2ページから3ページにかけて環境保全条例の現行と改正案の体系の対比表を示しています。表の右半分が現行の環境保全条例の体系、左半分が改正後の環境保全条例の体系です。

また、3ページから4ページにかけて、現行の環境保全条例と環境基本条例の体系の比較表を掲載しております。表の右半分が現行の環境保全条例の体系、左半分が、環境保全条例から独立させ制定いたします環境基本条例の体系をお示ししています。

最後に、6「おわりに」といたしまして、岡山市はこの答申内容を基に条例改正を行うとともに、岡山市環境基本条例の理念の実現に向け、施策の推進に努めてくださいといたしております。

答申案の説明については以上でございます。答申案についてのご審議よろしく願います。

○藤原会長 説明いただきました。これにつきましてご質問、ご意見がありましたらよろしくお願いいたします。

○氏原委員 いいですか。

○藤原会長 どうぞ。

○氏原委員 失礼いたします。前回の内容を思い出しながら資料を確認させていただいたんですけども、説明いただいた部分もあるし、もしかしたら私だけ忘れてしまってるのかもしれないですけど、前回、この内容について、危機感がないんじゃないかというような指摘が複数の方からあったように思います。今回、パブリックコメントを見ても、やっぱりそういう内容が書かれてるところがあるんですね。8番とか9

番とかそのあたりかなと思うんですけど、それに対して具体的にどういう修正をしたかというのは説明いただいていますか。

○遠藤係長 こちらのほうは、前文では素案から修正いたしまして、素案では述べていなかった深刻な環境危機として、G7の広島首脳コミュニケでも述べられました気候変動、生物多様性の損失、環境汚染の3つの危機について、文言を入れています。

○氏原委員 それはどの資料でしたっけ。すいません、いろいろ資料があつて。あと、パソコンの中も確認しながら見てるんですが、追いついてないんですが、この修正した資料はどれに基づいてですか。

○遠藤係長 資料4のほうです。

○氏原委員 資料4。

○遠藤係長 条例案。

○氏原委員 今日配っていただいた、これですか。

○遠藤係長 はい。その第2段落目のほうをほぼ修正というか全面的に修正させていただいて、こういう形にさせていただいております。

○氏原委員 この対応表は事前に送っていただいているやつだということよろしいですかね、修正対応表は。

○遠藤係長 修正対応表、前回の意見に対する。

○氏原委員 はい。

○遠藤係長 前回修正の意見……。

○氏原委員 この条例の修正対応表はパソコンで送ってもらってたかな。

○赤井委員 入ってなかったね。

○氏原委員 要するに、どう変わってるかよく分からなくて、そのままスルーするのは問題があるなと思ってるんですけど、どこがどう変わったんですかね。すいません、皆さんよく分かってればいいんですが、分かってない。

○遠藤係長 今回は、比較表はご送付しておりませんので。

○赤井委員 前文の2段落目で、すごい議論したところが、2行だったのが3行になってるぐらいですかね。申し訳ないけど。

○氏原委員 一回何か僕も確認した、見たことあるような見たことないような、すいません、そのあたりが整理できてないんですが、じゃあこの第2パラグラフのところの修正がなされているということでよろしいですか。

○遠藤係長 そうですね、事務局のほうではそう考えております。

○氏原委員 分かりました。

○阿部課長補佐 ちょっと読み上げさせていただきます。

最初の素案で出させていただいた内容が、途中からになりますけれども、「しかし近年では、世界的に地球温暖化をはじめとした気候変動問題や生物多様性の損失、環境汚染といった危機に直面しており、地球規模の環境問題として、人類の生存基盤そのものを脅かし始めてきている」という文章でした。

○氏原委員 それがこちらになったわけですね。

○阿部課長補佐 そうですね。それが、今資料でお示ししている形に修正させていただいたということです。

○赤井委員 理由が書かれてるんですね。「物質的な豊かさや利便性を求めた社会経済活動により」、つまり人間によりということですね。

○氏原委員 分かりました。そんな抜本的に変わってないような気はしますけど。

○藤原会長 どうぞ。

○原委員 同じことなんですけど、このパブコメに多分1人の人が幾つも書かれているように感じられるんですけど、一生懸命書かれているところが今の氏原先生のおっしゃったところと、それからこの方がおっしゃってる、私も同意するんですが、パブコメのNo.7のところとかに、「地球環境が直面している危機感が乏しく、私たちがつくってきた今の社会経済状況や暮らしそのものを見直し、改変しないといけないという根本的な認識も述べるべきではないか」というふうにこの方は書かれてらっしゃる

んですが、私も同じことを思っておりますが、言ってみれば昭和30年代ぐらいの暮らしに戻ったら持続可能だと言われておりますけれども、そこまで戻れなくても、今のままのやり方、ライフスタイルを続けていくのではもう持続可能ではないということが明らかなので、ここの新しくなりました基本条例、資料4を読みますと、前文のところを読みますと、環境を保全するということが気候変動や生物多様性等の克服に寄与するということは書かれているけれども、私たちの生活を見直さなければいけないというような文言はないんですよ。だけど、今残された環境を守るだけでは持続可能にはならないので、やはり生活の仕方とか経済社会の在り方を見直すというような文言を入れていただけたらなと私も思うんですが、いかがでしょうか。

○遠藤係長 この条例の前文というのは条文本体の上に置かれまして、その法令の制定の由来とか背景や目的などを述べる文章でございまして、直接的な法的な拘束力を生ずるものではありませんので、分かりやすいものにしたほうがいいのかなどということもありまして、これぐらいの表現にさせていただきます。

○原委員 しかし、これは危機感そのものであって、今までのようなのではいけないというところを見せないといけないので。この前文しか読まない人もいると思うんですよ、あとはすごい難しいから。前文に大事なことを書いてほしいんで、「私たちの在り方を見直す」は私も入れてほしいなと思います。

○藤原会長 今の第7項に関係することは、前文の3行目、「しかし、物質的な豊かさや利便性を求めた社会経済活動により、環境への負荷が増大した」という、ここを表してるわけですよ。原因と結果について書かれていて、じゃあその原因をどうすべきかというのを入れるかどうかというお話だと思ってるんですよ。「今の社会経済状況や暮らしそのものを見直し」というふうに環境基本条例で言っているのかどうかというところが、ちょっと私には行き過ぎかなというふうに思っています。

例えば経済状況を変えるって言ったら、じゃあどうすればいいかっていうことを、この環境条例の中で何かこうしよう、こうしなさい、ああしなさいということはなか

なか言えないと思うんですよ。こうだから今環境はこうなっていると、その原因についてありますね、それをなくしましょうっていうのは分かるけれど、じゃあその社会経済状況をどう直すのかというところまで踏み込んでこの環境基本条例に書き込むのかどうかというふうに私は思います。もっと上の条例の中で、岡山市の社会経済をどうするのかとかそういうところのレベルで、じゃあ岡山の発展とか社会とかをどうしましょうっていうのを検討するっていう話のほうが、この基本条例の中で中途半端に書くよりもいいというふうに私は思います。いかがでしょうか。

○赤井委員 赤井です。確かに、人間活動の制限をせよということを、経済活動を制限せよというのはなかなか言いにくいと思います。藤原先生がおっしゃるように、もう少し大きな岡山市全体の中の経済活動の中に、明らかに環境に配慮した活動をすべきであるというような、そういう文言をはっきり入れていただくというような形で、もし答申案の中に入れていただければいいんだとしたら、そういうふうにしていただくほうが分かりやすいかなと思います。

○藤原会長 議論がありましたらどんどんしていただきたいと思うんですけど、この環境基本条例というのは経済や暮らしそのものをどう変えるかというところまでなかなか踏み込めないと思うんですよ。それよりも、今環境はこうだからそれを保全しましょうというのが趣旨であって、私もこのとおりに変えていかないといけないと思うんですよ。だけど、この環境基本条例の中で書いて、それをやりましょうといっても、その後ろのところでどうしようというのが具体的に書けないような気がするんですね。そこを申し上げていて、ここの基本条例で書くべき範囲というところで、書いたらそれをやらなきゃいけないという視点からすれば、じゃあここで社会経済状況をどのように変えるかという提案がなければいけないのかなというふうに思っています。

それは私の意見なんですけど、皆様のご意見をぜひ言っていただいて、全体の意見をまとめていきたいと思っています。いかがでしょうか。

○氏原委員 確かに藤原先生がおっしゃることはよく分かって、そういうふうに理解することもできるんだと思うんですけど、一方で、環境問題というのは人間の行動の選択の結果ですから、そこを変えないと何も変わらないというふうにも一方で思っていて、この第3節で書いてる施策内容もそれに通じるものかなと思うんです。なので、見直すことが全くできないとか書けない条例じゃないんじゃないかなと一方ではいるんですけど、そこら辺は多分、条例に対する解釈の差が出てきているのかな。この点を議論をしてもどこに着地するか分からないですが、僕としては、施策の中にライフスタイルの見直しに関わるようなことが書かれているというふうに思っていますので、それが前文にあってもそんなに違和感はないかなというふうに思っています。

○藤原会長 ありがとうございます。

具体的には、効果推進のための施策、経済的措置というふうな中で、例えば社会経済をこう変えるべきだという具体的な内容について入っています。

○氏原委員 社会経済を変えるというよりかは、人間の暮らしとかそういう、個人、市民の単位の話で言えば。

○藤原会長 どこに相当しますか。

○氏原委員 例えば15とかもそうだと思うんですね。「廃棄物の発生が抑制されるように」というのも、これも選択に関わってきてるし。

○藤原会長 「市は」って書いてあって、市はこうします、こうしますっていうふうに書いてあるんですね。

○氏原委員 主語が市民になってるってことですね。

○藤原会長 あるいは、「事業者は」とかね。

○赤井委員 5条のところに「市民は」というのがかなりあるけど。

○氏原委員 5条ですね。3節というのは全て市が主語になってるんですね。

○赤井委員 施策の節なので、施策が市の……。

○氏原委員 市になってるんですね。

○赤井委員 施策の節ですね。

○氏原委員 なるほど、そうかそうか。5条のところがそうですね。まさにここに書いてますね。

○藤原会長 環境負荷の軽減に努めないといけないという、この軽減っていうのが具体的に暮らしそのものの見直しというところに結びつくかですね。

○赤井委員 それぐらいは入ってもいいんじゃないんですかね。このような状況に陥った状況に鑑み、今のままの生活ではいけないので、生活を見直し、環境への負荷、長いけど短くするというで、環境への負荷の軽減に努めなければならないと。質問のところに、今までに対するどうしてこうなってしまったかという反省というものがあまり感じられないというような意見もあったので、今の暮らしの中で負荷が増えてきたわけだから、その負荷を減らすという前に、やっぱり暮らしを見直して負荷を減らすっていうようなのがあったほうがいいかなと思いますね。

○藤原会長 このような局面を迎える中というのは、前文の6行目ぐらいですよ。そこで「全ての市民は」と書いてあって、そこで権利が書いてあったり、それからその次、「環境を保全する責務を負っている」という、ちょっとそこら辺のところはパンチに欠けてるという話がありますけど、「権利を有する」はいいですよ。この「環境を保全する責務を負っている」ということしか書かれてないと。そのときに、「暮らしを見直し」とかってそこに入れるというのがアイデアとしてはありますねという。この「環境を保全する責務」っていうところをもうちょっと具体的に突っ込んだものが、暮らしそのものの見直しとかいう話ですよ。ここがえらくシンプルに書かれて、権利と責務で、権利のほうは「健康で安全かつ快適な生活を営む」という、いろいろと文言が書かれてるけど、環境のほうは「保全する責務」としか書かれていない。もうちょっとそこらところに、生活を見直し、自らの行動を見直してみたいな話が……。

○赤井委員 何かいい文言があれば。

○藤原会長 はい、いい文言があればここに一言入れるという手はあるかなと。

○赤井委員 私たちも、環境活動をするときの最後の一言では、今までのライフスタイルを見直してっていう、何か行動しましょうというような感じで、活動の締めくくりじゃないですけど、このまま今まで私たちが問題です問題ですと言ってきたところで皆さんは受け取ってもらったら、やはり自分の生活を見直さなくてはいけないですねって、水道を少しひねるにしてもエアコンを低くするにしてもっていうのを、一般市民というか、一般市民という言い方はおかしいんですけど、皆さんに声をかけるときは、まず自分の生活を見直しましょうみたいなことを言ってる。あまり危機感はないですけど、見直してるかどうか分からないんで。

○藤原会長 それをいただくならば、「将来の世代に引き継ぐことができるように、自らの生活を見直し、環境を保全する責務を負っている」というような形で入れたら、この7番の意見は少し反映できると。

市の方針として、それはそうなんですか。自らの生活を見直してほしいという強い意見を持っておられるんだったらここに入れてもいいかなと思うんですけど、そこはいかがですか。この委員がみんなそう思ったら、それをに入れていいですか。

○阿部課長補佐 ご意見ありがとうございます。

我々の中の前文の議論の中でもあったんですけども、「恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう」ということは、いいものはそのまま引き継いでいけばいいんだけど、直すべきところがあるのであれば直した上で引き継いでいくというような考えではあるんですけど、表現にして伝わりにくいというような結果になっているのではないかと思います。条例の前文としましては、確かな事実であるとか普遍、本当の普遍性ではないと思うんですけど、一定程度の普遍性というのが必要かなという思いもありまして、反省するというのをどの時点まで文章に残した状態で、それがそのまま受け入れられる状態が続くかというのを考慮しまして、こういう

シンプルな表現で案としては作成しております。

○藤原会長 入れないという方針で書かれてるということですけど、そこはいかがでしょうか。

○田代委員 よろしいですか。

○藤原会長 はい、どうぞ。

○田代委員 私としましては、前文の「環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう環境を保全する責務を負っている」という文言の中で、そういう是々非々の対応が必要であると、見直すべきところは見直さないといけないんだという趣旨が当然に含まれているものだというふうに読んでいたので、それにプラスアルファで「反省し」という言葉を入れる必要が果たしてあるのかどうかというのは若干疑問には思うところです。

ただ、いかげんな言い方をすると、入れたほうがいいのであれば入れたほうがいいのかという気もしてまして、そもそも環境基本条例というのは、1条を見ていただければ分かるように、市の環境政策の基本的な方針とともに、市民や事業者の責務、こういうことを守っていかないといけないよねということを定めるものでもありますので、反省が必要だと皆さんが思いなのであれば念押し的に入れるという方向も、前文にそのような文言を入れるという方向も一応ないわけではないのかなという気がします。ただ、繰り返しますが、別に現状の「環境を保全する責務を負っている」という文言の中でもそのような意味は当然読み込まれるものと思われるので、さらにその言葉を入れる必要があるのかどうかというのは、また繰り返しになって申し訳ないんですけども、ややどうなのかなという気がしております。

もう一点なんですけれども、経済活動の云々というのはまたちょっと違った意味になってくるかなという気がするので、この点については、会長と同様、私もその表現、市民の生活を見直す以上に経済活動そのもののどうこうというのは、どこに引かけるかではあるんですけども、市民の責務の話をしてるのか事業者の責務の話を

してるのか、そこ次第ではあるんですけども、特に5条、6条との関係を十分検討しないまま経済活動云々まで言及するのはどうかなという気がいたします。

以上です。

○藤原会長 ありがとうございます。

経済活動まで、この範囲では、どうしますというところまでは言えないと。言っても、環境基本条例の中ではそれに対応することはなかなかできないとっておりますので、経済活動云々は入れないとしても、規則のほうは責務でいいと思うんですよ。規則の、この総則から下のところは、そういう権利や責務という法律用語でいいと思うんですけど、前文なので、下よりはちょっといろんな意見が入ってきてもいいというか、考え方とかが入ってきてもいいという気はしています。

そういう点で、おっしゃられたように、それを入れるか入れないかというのはこのみんなの意見でやればいいのかなど。前文でいかに気持ちを伝えるかというところなのかなと。先ほど赤井委員がおっしゃった、自らの生活を見直すというところぐらいを入れるのがいいのかなどと思っておりますが、ほかにももっと改善したほうがいいという意見もあるかもしれませんが、もうあまり。

原委員、いかがですか。

○原委員 私は入れていただきたいです。岡山市はSDGs都市にもなっておりますので、ここは入れていただきたいと強く思っております。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで、自分はこう思うというのはありますか。

○片岡委員 私も入れていいんじゃないかなと思いますし、メッセージ的にも強く出てくるのではないかなというふうに思うので、入れていいかなと思います。

○藤原会長 妹尾さん、よろしいですか。お願いします。

○妹尾桂名委員 私も皆さんと同じなんですけれども、入れたほうがいいんじゃないかなと思います。一般的に読んで、なかなか、どうなんでしょう、伝わるのかなとい

うときに、自分の生活の見直しをと言ってくださったほうが分かりやすいなと私も思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかの委員さんで、何か強いご意見はありますでしょうか。よろしいですか。同じということでもよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原会長 そうしましたら、私が先ほど申し上げたように、6行目の「このような局面を迎える中」のところで、後半部分です。「恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことができるよう、自らの生活を見直し、環境を保全する責務を負っている」、これが市民の責務だということで、見直しをせずにどんどん新しいものをというわけじゃなしに、どなたかおっしゃりましたけど、いいところは残して悪いところは変えていく、そのためには見直しをしなければいけないという、そういう意味合いの文言を入れるという意見ですが、それでいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原会長 じゃあ、市のほうもそれでよろしいですかね。これは前文という意味で、ちょっといろいろ思いが入っててもいいかなというふうに思ってます。ありがとうございました。この件についてはそうさせていただきます。

ほかにご意見ありますでしょうか。

ぜひご意見をお聞きしたいのは、海ごみのところが、海ごみと書いてますけど、パブリックコメントでは、そこは海洋プラスチック汚染という、海洋プラスチックという文言を入れてほしいという、同じ人が幾つかのところでおっしゃってるんだと思うんですけど、市としては、プラスチック問題というのがいつまでそれが問題として続くのか、それからまた新しい地球環境の問題も入ってきたりするので、そういう意味ではあまり具体的な海洋プラスチック問題というのを中に入れたくないということだと思います。

それで、例えば修正のところでは、一番最後のページ、8ページの39項、海洋プラスチック問題というのを入れてくださいというのに対して、「市は、地球環境保全に資する施策を推進するために必要な」というふうな形で書いています。地球環境保全のところ、定義では、地球温暖化の進行とか海洋汚染とか野生生物の種の減少とかいうのが地球環境保全の対象であるというふうに定義のところで書かれているので、地球環境保全と書いておけば海洋汚染というのが含まれていて、海洋汚染の中には海洋プラスチック問題が含まれるというような解釈で、それぞれそのときの問題を取り上げて対応しますという、そういう書き方になっております。

その部分で海洋汚染と書いたときに、プラスチック問題というのにも含まれる、ただ温暖化とか絶滅危惧の問題と横並びにしてもいいのかという、そういうのがあって「海洋の汚染」というふうに表現してるんですけど、ここについては皆さんご同意いただけますでしょうか。あるいは、もっといい表現方法がありますでしょうか。

○田代委員 よろしいですか。

○藤原会長 はい、どうぞ。

○田代委員 条文の文言にどれだけ具体的な問題を入れるかに関してですけれども、我々の生活を何か具体的に規制するような規定の文言であれば、なるべく一義的で明確で特定の表現が必要となるかと思っておりますけれども、今問題になってるのは環境基本条例と、先ほども申しましたように市の環境政策の基本的な方針を示すもの、ないし基本的なスタンスを示すものですので、ここで求められるのは、様々な問題に対して対応できるような一般性というか弾力的な表現かなというふうに考えております。

具体的な環境問題、今まさに顕在化している環境問題を挙げるという方法もないわけではないかと思いますが、仮に今後、もし我々がいまだ認識していないような新しい環境問題が発生した、それがかなり深刻化したみたいな場合に、じゃあ現行の環境基本条例はこうした問題に対応していないんですかという突っ込みがどうしても出てくると思うんですね。具体的に書けば書くほど、新しい問題が出たときに、じゃあこ

の問題についてはこの条例は対応してないんですかという問題がどうしても出てきてしまうと。じゃあその都度条例を改正するのかというと、それはそれでコストがかかりますので、やはり切りがないという気がしております。

そのように考えると、ある程度どのような問題にも対応できるような抽象的な書きぶりしておくというのも、具体的に何か問題を具体例として挙げる方針よりも、ある程度どういう問題でも対応できるような抽象的な書きぶりにとどめておくということも一定の利があるものと個人的には考えておりますし、そのような観点から見ると、このパブリックコメントに対する応答、例えばごみ汚染とかそういうのは明確に書くべきだということに対する応答は、見る限りでは、このままでいいのではないかと個人的には思っております。

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかにご意見ありますでしょうか。

○片岡委員 よろしいですか。

○藤原会長 どうぞ、片岡委員、お願いします。

○片岡委員 今の40番のパブリックコメントで、「岡山市海洋プラスチックごみ対策アクションプランに基づいた」という記載があるんですけど、これだけじゃなくて、恐らくいろんなこれから個別の案件に対してアクションプランだとか具体的な解決策などが出てくるかと思うんですが、そういうものとこの条例との位置づけみたいなものはどこかに明記はあるんでしょうか。すいません、探せなかったのです。

○藤原会長 個別のものが発生したときに、この環境基本条例があって、個別のものはじゃあどこで対応するのかという、そんな質問と考えてよろしいですか。

○片岡委員 はい。というのが、例えばこれからそういういろんな案件が出てきたときに、そことこの条例との関連性があれば、そういうものが、今田代委員がおっしゃってたように、個別の案件が出たときにもこの条例とリンクして対応できるよというところがどこかに入れば、そういう問題は解決できるのかなというふうに思ったとい

うところでは。

○藤原会長 ありがとうございます。

事務局、お願いします。

○遠藤係長 条例とアクションプランとの関係なんですけれども、まず基本条例がございまして、理念とか基本的事項を定めておりまして、それに基づいて岡山市では環境基本計画というのを策定しておりますし、まだ改定していきます。ただ、その基本計画に基づきまして、個別な案件でありますアクションプラン、実際の施策のプラン、実施計画でありますアクションプランをつくっていくという体系になっております。ですから、基本条例で具体的な理念とか基本的な事項を定めておりまして、それに沿って全て対応していくということで、それぞれ新しい問題が出てきたときにアクションプラン等で対応していくという形の体系になっております。

○藤原会長 片岡委員。

○片岡委員 その体系はどこかに書かれているのでしょうか。

○事務局（小野） すいません、ちょっとだけ補足をさせていただくんですけれども、基本条例の第7条のところに、市としての基本条例、基本理念にのっとって施策の策定、実施を総合的、計画的に行うものとするというふうにされております。さらにそれに基づいて、次の下の8条、環境基本計画というものをつくってございまして、今お話のありましたアクションプランとかそういう個別の計画については、こちらの環境基本計画にさらにひもづく下の個別計画というふうな位置づけになっております。

○片岡委員 分かりにくいけど、分かりました。

○田代委員 というか、あまり補足になってないかもしれないですけど、一般的に何か施策を推進するという場合に一番頂点にあるのが基本条例であって、この環境基本条例ですと、8条に基づき、この条例をさらに具体化したもの、ないしそのときそのときの具体的な問題に対応するような形でそれを具体化したものとして環境基本計画

というのが策定されると、さらにその環境基本計画の内容を個別の分野ごとに具体化するものとして個別の計画が策定されていくという形で、だんだん内容が個別具体的になっていくというピラミッド的な構造があるのではないかと考えております。今話に出ておりますアクションプランというのは、市からのお話を伺っている限りだと、そのピラミッドの下の方、よりかなり具体的なことを書くような類いのものかと思っておりますので、一方ではこの基本条例の趣旨を踏まえつつ、他方で個別、そのときそのときの各分野の具体的な内容を盛り込んだものになるという立てつけに一応はなるのだろうと推定できるかと思っております。

○藤原会長 よろしいですか。

○片岡委員 はい。

○藤原会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。基本条例は基本的にどういうタイプのものを、タイプというか、どういうカテゴリーのものをどうしますっていう方針が書かれていて、より具体的な問題が発生したときには、それぞれ基本計画とか、さらにその下の個別の対応計画みたいなもので対処していくと。それはそうだと思いますね。じゃあそれについてはよろしいですかね。

じゃあ、こういう書き方、地球環境保全というカテゴリーに対して対応するんだよというふうなことが書かれているということで、具体的なものは挙げなくていいということにご賛同いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原会長 ありがとうございます。

ちょっと私から質問を1つさせていただいていいでしょうか。条例において2条が、これは言葉の説明だから入ってないのかもしれませんが、例えば災害が起こったときに、災害からの環境の復旧というか、そういうものはここには入ってないですかね。公害については書いてありましたし、地球環境保全はさっきも書いてあります

が、例えば地震とか洪水とか津波とかいう一般の災害後に環境が悪くなる、それに対する対応というのは、都市の災害に関する条例とか計画とかそちらのほうに書かれているだけで、この環境基本条例とかには書かないという方針なんですか。災害のことは考えとかないといけない、災害復旧の中にやっぱり環境も復旧させなきゃいけないというのもあるんですけど、それをこの中で扱うのか、ほかの条例とかで扱うのかというと、そこはどうなりますでしょうか。

○遠藤係長 大規模災害とかを引き起こす要因の一つとしまして環境問題も考えられますけれども、災害そのものを環境問題としてはこちらのほうでは捉えていないといえますか、そういった考えです。

○藤原会長 災害そのものを扱わなくてもいいんですけど、公害防止とか、それから地球環境保全という言葉でくるのであれば、そういう地域で非常時に発生する環境問題というのはどこのカテゴリーで表現してるのかなと思ひまして、地震を対象にしてるわけではなくて、ある特定地域で環境が保全できなくなった場合の対応です。

○横山課長 災害の復旧計画というのは別にあると思うんです。内容を承知してないんですが、例えば環境局が扱うものとすれば、災害の廃棄物、津波でこういったものが出てきたとか、それから有害物質が流出したとか、建物の解体によってアスベストみたいな有害物質というものもありますから、そういった廃棄物関係に関しましては取り扱ってる計画はございます。当然、私どももそういったところについてはモニタリングをしたりとか、かなり個別的な問題になってきますけど、そういうのはございますが、その後具体的にどういった形で、例えば生物多様性が失われたとか、そういった具体的などこまでの計画というのは正直今のところないと思っています。

○藤原会長 そうしますと、災害廃棄物というのが出ましたと、市内の衛生状態が非常に悪くなりましたと。衛生状態と言ってしまうと環境に含まれないかもしれない、一応、環境衛生というものもありますね、そういうことになったときに、この条例とは別のものが働いて、そちらのほうで全部保全されるっていうふうになるのでしょうか

ということなんです。

○横山課長 そういった観点からいきますと、別の計画で行うようになります。

○藤原会長 分かりました。

○田代委員 今ので、よろしいですか。

○藤原会長 はい。

○田代委員 今、岡山市の条例を見たところ、これは岡山県か。多分、市も一緒だと思うんですけども、恐らく基本条例みたいなものがあるはずで、その基本条例があるかないかはともかく、災害対策というのは大体、災害予防と応急対策と復興という3つの段階から構成されていて、今のお話というのはその一番最後の復興対策に関することだと思います。

大体、この復旧・復興対策に関しては、自治体が基本的な計画をつくって、それに基づきそれぞれ対応するという形になるかと思うんですけども、そこで専ら念頭に置かれているのは人が被害を受けるもの、廃棄物とか漂着物とか、ごみによる汚染とかも、最終的にそれが人の災害の復興にとって害になるようなものであればそれを取り除くという形で、取りあえず災害対策という観点からは対応されるのだろうと思います。それに収れんされないような広い意味での環境の悪化みたいなものは、これは多分、災害対策の管轄ではなくなってしまうと思うんですけども、このようなものに関しては、今の岡山市の環境基本条例の中の、例えば環境汚染物質をどうするか、個別のイシューの中で、言わば対症療法的に対応されることになるんだろうと思います。だから、何か災害が起きて環境が悪化した場合、それが人に害をなすようなものであれば災害対応という形から何か改善が図られるのだと思いますし、そうでない広い意味での環境の悪化というものは、この環境基本条例の管轄としてその都度対応されていくと。

なので、お答えになってるかどうかわかんないんですけども、災害と環境というカテゴリーを新しくつくらなくても、一応は、一方で災害対策、他方で現状の環境基

本条例のメニューで対応可能ということになるのではないかなと思います。

○藤原会長 災害が起きたときの環境への負荷というのが、この第1章の第2条のところで、環境への負荷というのが、「人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全の支障の原因となるおそれのあるもの」として定義されてるんですよ。ということは、人為的に環境が悪化したものだけを対象とするので、自然災害があったときに、そこで発生する環境問題というのはここでは扱わないということなのかということを懸念しております。だから、災害を取り扱う条例の中で、自然による環境の破壊については、それを保全するというのがどっかに書かれてたらいいんだけど、そうじゃなくて、環境全般についてここが扱うんだよということであれば、この「人の活動により」という、ここだけでは足りないのではないかと。

○田代委員 ケース・バイ・ケースかなと思っておりまして、「人の活動」が何を指すかですけれども、積極的に何か人為的に環境が壊されたというもののみならず、もともと工場とかがあって、そこで災害が起きた結果、その工場の物質が広がって汚染してしまったみたいなものも、広く言えば人の活動ではありますので、結局、状況次第なのかな。だから、全く「人の活動により環境に加えられる影響」というふうな書きぶりになってるから、災害と環境に関して、この環境基本条例はなすすべがないんだということにはならないのではないかなと思います。ある程度のものは、「人の活動」という言葉の解釈次第で対応可能ではないかというところですよ。

○藤原会長 そのこのところは、先生のおっしゃるように「人の活動」という中に全て含まれるのか、それとも用意しておかないと、そこが要するに盲点になってるのかというところを確認していただきたいですね、私としては。

実際、平時において環境問題と云ったら、大体、人の活動が原因となってますし、環境影響評価も人の活動に対してやりますというふうに書かれてるんですけど、最近非常に災害も多くなってきてるし、それによる環境破壊というのもあるので、そういう場合にどこが所掌するのか、どの条例がそれに対処するのかということですね。ち

よつと質問したいので、またよろしくお願いします。

そこを何かご存じの方はいらっしゃいますか。普通はあまり考えないので、入ってこないんですけど、そこが入ってこなくてもいいんだったらこれでいいと思いますし、そこが盲点になっているんだったら、何とか一言入れとかなきゃいけないかなというふうに思いました。これは保留するという事でよろしいでしょうか。

答えられますか。

○横山課長 おっしゃるとおりでございます。改めて、災害に伴って出てきたもの、いわゆる人間の体以外の広く環境に影響を与えるものみたいなものに関しては、明確にどの計画で、どの条例でというのは承知をしております、申し訳ございませんが、現実的には、そういった場合は、こういった条例あるなしにかかわらず、恐らく私どもの業務のほうに入ってくるんだらうと正直思っています。そのときに、こういった条例があるからする、しないじゃなくて、ちょっと広めに考えてさせてもらおうと思っています。もしくは、そういった別の条例も探してみますし、災害についても今会長が言われたようなところを念頭に置きまして、入っていないからやらないということはないと思っておりますので、ここら辺は少し検討させていただきたいと思っております。

○藤原会長 もしあれだったら、ここの「人の活動」っていうところに加えるような形で、自然的に発生した環境影響、ここのとこだけ文言を変えてしまえば、全て、環境負荷に対する対応なので、ここだけ修正したらいいのかなというふうに思っています。

じゃあこれはちょっと預らせていただいていた方がいいですか。これは多分、今議論しても分からないので。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

○赤井委員 すいません。

○藤原会長 はい、どうぞ。

○赤井委員 パブリックコメントの回答のところで「今後の施策の参考とさせていただきます」という文言が幾つかあると思うんですけど、これはどのような形のどの施策でどのように参考にするとかというのがあるんでしょうか。取りあえず言っとくって感じですか。

例えばここを質問された方が、これはプラスチックごみのことを入れてくれということなんですけれども、「ご指摘の点については、今後の施策の参考とさせていただきます」で、この人がこうこう言って、今後の施策がどうなってますかっていうふうに聞いてこられたときにどういうふうな感じでお答えになるのかなというのをお聞きしたいんですけど。ほかの項目にもありますけど。

○横山課長 よろしいですか。

○藤原会長 はい。

○横山課長 先ほどの個別の、例えば今回でありますとプラスチックごみというものも入ってまいります。先ほどアクションプランという言葉も出てまいりましたが、そういった個別の計画のときに、こういったご意見をいただいておりますというところで、当然私どもも意見を言う機会もございますので、そういった機会を利用いたしまして、こういった意見をいただいと。恐らくこちらのパブリックコメントをいただいとる方というのは当然そちらのほうにもいろいろご意見をいただいとることもありますが、改めて私どもから、こういった意見をいただいとるということはお伝えを、その担当、個別の計画策定時、もしくはそういったことを所掌している課のほうにお伝えをしていこうと思っております。

○赤井委員 ありがとうございます。

○氏原委員 いいですか。

○藤原会長 はい、どうぞ。

○氏原委員 今回のパブリックコメントを拝見させていただいて、先ほども少し申しましたけど、全体的に意見が的を射てるというか、そういう感じが全般的にしてまして、私は職業柄、そのほかのパブリックコメントもいろいろ関わったりしますけど、自分のことばかり考えてるようなパブリックコメントがたくさんある中で、地球環境問題全体を考えて、自分のこと以外の社会全体のことを考えてコメントいただいているように思いますので、できる限り、あまりにも具体的に書き過ぎてしまうと問題がある部分も確かにあるかもしれませんが、やはり先ほど委員がおっしゃったように、できる限り具体的に書いてあげるのがいいんじゃないかなというふうに思います。

特に7、8、9のところなんか、これを回答で書かれても、これは答えになってないよという感じもしますので、しっかり書いてもらってる分、こちら側もしっかりと回答する必要があるのかなというふうに思ってます。

○藤原会長 ありがとうございます。

お二人のご意見に近い意見を持たれた方はきっと多いと思うんですね。これはちょっと不親切だろうというような、そういう回答になってるように思います。「ご意見は参考とさせていただきます」なんていうのは、質問した人に対して失礼かなという気がします。ですから、これは検討の結果、反映できませんでしたということはちゃんと書かないといけないけど、このいただいた意見は、例えばさっきの、こういうところに伝えますとか、こういうところにもう既に含まれていますとか、何かちょっと、もう一步踏み込んだ回答をしたほうが良いかと、私もそう思います。皆さん、いかがでしょうか。皆さんもそう思われてますので、そこはもう少し丁寧にご返答いただきたいと思います。

○赤井委員 私も出そうと思ったんですけど、すごい大変なので諦めました。だから、これを出されてる人はすごく勉強されて出されてると思うんですよ。嫌みを言いましたけど、書いてるだけですかというのはさっき嫌みだったんですけど。どうなっ

てるんだらうと思って、パブリックコメントの公表のときに、私の意見はどういうふうに捉えられてるんだらう、反映されたんだらうかっていうのを、多分この方は熱心に見られると思います。

○藤原会長 ありがとうございます。

私のほうで、修正されたやつをチェックして、適切にお返事されてるかどうかというのを確認したいと思います。皆さんにそれを返すとまたお時間を取られると思うので、こちらのほうで、ある程度きっちり書かれていたらもうそれでオーケーというふうに判断させていただきます。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

はい、どうぞ。原委員さん、お願いします。

○原委員 単に気になっただけなんですけど、先ほど会長さんが言われたことで、地震、南海トラフとかが起きて、愛媛の原発とかが何とかなって、空気に乗って放射性物質が来たみたいなのっていうのは、これに関係するんですか。

○藤原会長 放射線の扱いは非常に難しい……。

○妹尾安裕副会長 環境保健センターの妹尾と申します。

岡山県環境保健センターのほうでは、原子力関係の事故のときにモニタリングをするような役目を担っています。原子力災害につきましては、防災対策基本法に基づく原災法、原子力災害対策法という法律がございまして、それについてはきちんと対策を取るようになっています。ただ、愛媛の発電所は岡山県から距離がありますので、直ちに岡山県がどうのということではなくて、モニタリングをしていって岡山県の影響を見ていくという状況になっているかと思います。

○原委員 じゃあこれとは関係ない。

○妹尾安裕副会長 はい。原子力関係につきましては、環境基本法からも基本的には除外されていますので、これとはまた別の話になります。

○原委員 気になっただけで、すいません。ありがとうございます。

○藤原会長 逆に言えば、市が口出しすることもできない。原子力委員会が一番上、トップでしたっけ、そこで全部もう決められてることなんですよ。だから、何を言っても、例えば避難エリアの、福島原発で、もうここは避難しなさいというのは、市が避難しないと決めても駄目、ここは必ずしなさいとトップから指示が来るんですよ。放射性廃棄物もそうですよね。

○妹尾安裕副会長 避難区域はあらかじめ設定されてますので、岡山県のほうはその避難区域には入っていませんので。

○原委員 そうでしたか。すいません、知らなくて。ありがとうございます。

○藤原会長 ただ、おっしゃってる大気汚染なんかは、火災なんかが発生して森林が燃えたら、いっぱい粉じんとか、それから時には重金属とかも下りてきますから、それで市内のダスト濃度が高くなるとか実際ありますし、決してないわけではないですよ。その場合は、火災というのをどう考えるかですけど、一応自然災害としたら、それによって環境が汚染されてしまうということですよ。そういうときにどう対応するのかというのをどこが決めるのかということですよ。ここの条例で環境局が決められるのかどうかという、そのところがちょっと心配になっております。ありがとうございました。

ほかに何かございますか。気をつけないといけない。

法律の面から見ているかがですか。

○田代委員 いや、特にこれ以上ありません。

○藤原会長 これ以上ありませんか。はい。

いかがですか。町内会のほうから何かございませんか。

○兒子委員 いや、正直よく分からないのが現状です。

○藤原会長 普通の生活から見たらちょっと離れているというか、法律用語がいっぱいあって読みにくい点はございますね。

○兒子委員 ただ、気になりますことは、雑談の話になりますけども、今、太陽のフ

レアが活発な状況がだんだん起きておりますでしょう。ああいったときに電磁波なんか、これはひょっとしたら電力に影響を及ぼすこともあるだろうし、それからいわゆるナビなんかのあれも狂ってくるとかいうことになりますけれども、それだけではなくて気候の変動なんかにも関係してるのかなという、気持ちとしてはあるんですが、そういったことについてご存じの方はおられませんかね。

○藤原会長 どうでしょうか、かなり専門的な話になりますね。

○兒子委員 気になったことがありますて、それが。いや、このところ11年周期であいうのが起きてるわけでしょう。それで、その前の11年のときに、やっぱり気候変動的な何か、温度が高かったような気もするんですけど、何か関係があるのかなと疑問に思いましたので。

○藤原会長 ありがとうございます。それも環境問題になるのかもしれませんが、ありがとうございます。

連合婦人会のほうから何か。

○平松委員 私は今回初めてで、皆さんすばらしくお勉強されてるなと思いましたが、先ほどおっしゃったんですが、市の意見、市の考え方、本当に私も分からないもので、もう少し具体的に市のほうで答えいただければありがたいなど。さっき、不親切だとか何とかおっしゃってましたけど、本当に私も初めてでしたので、もう少し書き方があるんじゃないかなと思ってまいりました。

○藤原会長 どうもありがとうございました。もう少し適切なというか、もう少し親切な返答に変えていただきたいと思います。ありがとうございます。

池本委員さんからは何かご発言ありますでしょうか。

○池本委員 皆様のご意見を伺いまして、大変勉強させていただきました。野生生物等にも関することですけど、今後そういった計画とかそういったところでどんどん進めていていただきたいなと考えております。よろしく申し上げます。

○藤原会長 ありがとうございました。

皆さんからご意見いただきましたので、もし特に強いご意見で修正とか検討とかがあればお受けしますが、なければ、一応出尽くしたということで、これで終了したいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原会長 どうもありがとうございました。

それでは、これで審議を終わります。事務局には、審議の意見を十分に踏まえて今後の対応をお願いします。

○兒子委員 話は別なんですけども、実は昨日の夕方7時に資料が届いたってことがありまして、それとまた23日というふうな日にちで来られとったメールが入ってたりするんです。その辺は確認をして送っていただけたらなと。メールも昨日だったかな、今日の5時頃か6時頃に入りましたんで。

○藤原会長 委員の皆様もお忙しい中に来ていただいているので、資料とか情報伝達を早くしていただけたらよかったなと。

○横山課長 大変申し訳ございませんでした。

○赤井委員 焦りました。日にちを間違えて、もう終わったんかと思ひまして、すぐメールしました。23日開催よって来た。

○横山課長 25日を23日で送らせてもらってたんですか。

○赤井委員 はい。

○横山課長 大変申し訳ございませんでした。それが23日に届けば、それはびっくりいたします。

○兒子委員 そうです、23日に届いた。

○横山課長 すみません、申し訳ございませんでした。

○藤原会長 では、マイクを事務局に戻します。ほかに何かありましたっけ。

○事務局（小野） パブリックコメントと条例について幾つかご意見いただいて、事務局でも検討をしていこうということになります。すみません、資料の2の修正はす

るんですけれども、今現状、答申案をお示しをさせていただいているんですけれども、こちらについてはいかがいたしましょうか。

○藤原会長 今の、まだすぐに答申というのはいけないんですけど、答申案について、特に2ページ目ですね、改正に当たっての基本的な考え方というところ、それから審議の結果について、今の段階でご意見いただけたらと思います。

○田代委員 よろしいですか。

○藤原会長 どうぞ。

○田代委員 パブコメの特に応答に関して、もう少し、より丁寧にかどうか分かりやすい返答をすべきである、その点で修正が必要であるという留保つきではありますが、この答申案の書いている内容としては、私としては特に問題ないのかなと考えております。

○藤原会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○原委員 先ほど最初に、経済云々についてはここでは書けないということになってたんですけど、もっと上位の条例か法律で、社会経済全体的に地球環境保全に向けて取り組むことを期待するじゃないけど、そのような表現でここにちょっと入れていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○藤原会長 入れるとしたら、最後の「おわりに」のところ、今後どういうことをお願いするかっていうところですね。「おわりに」に入ると。何とかしてくださいって書いてございますが、その中で社会経済、どういうふう書けばいいですかね。

岡山市の、具体的にはマスタープランとかになるんですか、ほかのいろんなパラレルにあるいろんな計画、例えば都市計画とかいろんな経済の関係のそういう条例とか計画とかいうものを全てをカバーした上位計画といったらマスタープランになるんですか。

○氏原委員 総合計画です。

○藤原会長 総合計画ですか。じゃあ総合計画等で、市の社会経済と、計画の中で、でもどう書けばいいですかね。

○田代委員 いや、そもそもの前提として、答申で計画の内容まで言及する権限ってあるんですかね。

○藤原会長 これは最後のやつは、あくまでここでまとめた意見を伝えるというのが目的であって、これを即座に実行しなさいということではなくて、環境問題というのはそれだけでは解決できない問題もあるので、特に経済社会との関連が強いから、そういったものとうまく調整しながら、要するに経済発展と環境というものを両立させるような、そういう審議をしていただきたいというような希望を最後に挙げるということであるんですけど。

○田代委員 具体的にそれをどこに書くのかなというのは。

○藤原会長 書くのはこの「おわりに」のところです。ここです。文章を変えるわけではなくて。

○田代委員 この附属資料で。

○藤原会長 附帯意見というと……。

○田代委員 ここですね。

○藤原会長 附帯意見に、こうしてください、ああしてください、議論の中で、こういう審議会が出た意見をまとめて具申するというような形でついたりしますけれど、附帯意見というとかかなり強い意見になるので、私としては、「おわりに」のところに何かそういう環境問題を、岡山の経済発展とつなげてというところとちょっと違うでしょう。だって、発展するために環境を犠牲にするっていうような話になっちゃうので。だから、どう書けばいいかですよ。

○田代委員 環境基本条例の理念の中に、そのような我々の生活を一度顧みて、その上で市民も市も一丸となって保全に向けて取り組まないといけないというところが出ているので、理念の実現に向け、施策の推進に努めてくださいで十分かなと。私とし

ては、これ以上文言を付け加える必要はないかなと思っております。

○藤原会長 という意見もありますが、原さんとしては、じゃあどういふことを言いたいかっていうことを、まずそこがなければいけないと思うんです。この書いてる以上にもっと何か言わなきゃいけないんだったら。

○原委員 それは会長がおっしゃったとおり、環境だけで解決できないので、経済の発展の仕方や社会の在り方も含めて、さっき言った見直しになるんですけど、していかなければ本当に環境を保全していくことはできないので、それはここだけで済む話じゃないんで、先ほどおっしゃった上位の計画の中に、そういったことを配慮していただきたい、考慮していただきたいという願いを入れていただけたらいいかなということぐらいしか言えないんだらうと思うんですけど、入れていただけたらいいなと思っていますが。

○藤原会長 もうちょっと強い願望として、入れるんならばね。そこのところがうまく書けるようであればいいんですが、じゃあどうしろっていうのというふうに思われちゃうと思うんですよね。

○原委員 難しい問題。

○藤原会長 経済の議論をしてる人たちに、環境の側からそういうふうに言われたとして、もっと具体的に何かあるんですかって聞かれたら答えられるかどうかですよ。ね。

○原委員 すぐに答えられたら誰も困らないんだと思うんですけど、それでもやっぱり、答えは難しいんだけど、もうここまで温暖化も来てて、私たちの子供の世代は本当に子供を産めるんですかみたいなことになっていますから、やっぱりそれは環境の方面から一言言えたらいいなと思いますけど。

○藤原会長 それは多分、産業の発展とかエネルギーの問題とかそういうことをやってる人たちは、やっぱり環境の問題も同じ、考えてると思うんですよね。その意見のすり合わせはないけど、やっぱり環境のことを意識しながら経済発展も考えてるは

ずで、ただそれがこちらで考えるような、もう少し物を例えば買わないようにしまし
ようと、ごみをつくらないようにしましょうというのとは違って、いかに省エネのも
のを売るかとか、EVを導入するかとか、同じ環境の問題を考えていてもちょっと視
点が違うと思うんですよね。ただ単に物を減らすのではなくて、もっといい技術のも
のをもっと普及させるんだというふうに向こうは思ってるしね。そういう意味では、
もう少しきちっとした意見を持たないと、なかなかこちらから言っていくのは難しい
なというふうに私は思ってます。先ほどおっしゃったような、地球環境問題のことを
考えましょうというのは、これはもう向こうでも考えているので、こちらからわざわざ
言わなくても、向こうはやってますよという話になると思います。

できたら、今後の我々のほうの議論をもっと進めて、だから経済発展と、それから
そういう環境を意識した経済の、例えば循環型社会をどうつくっていくか、そこをう
まくバランスをどう取るかというところで何か強い意見が言えればいいんですけど
ね。ただ、そこは難しいし、我々も非常にそこは重要だというふうに思ってます
けど、なかなかこういうふうな言葉に書いて、具体的にこうしてくださいという
のは難しいなというふうに思っています。すいません、申し訳ありません。

じゃあそういうことで、今回はそういう具体的なことまで書くにはちょっと議論も
できてないので、このままにさせていただきます。どうもありがとうございました。

いかがでしょうか、もう大体議論は尽きましたでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原会長 そうしましたら、この答申案で行かせていただいているいいですかというこ
とですね。

すいません、緑の保全及び、どこになります、新しく増やしたって。「緑の保全及
び育成」というのが規定の追加って書いてあるんですけど。

○横山課長 平成16年に環境保全条例で加わったという過去の経過で。

○藤原会長 過去ですね。分かりました、すいません。そのところを見てませんでし

た。ここはずっと歴史が書かれていて、新しく海ごみの問題とかがありますよと。

「以上を踏まえ、こういった国内外の社会変化を的確に捉え、時代に即した内容となるように条例を改正されたい」って書いてあるんですけど、これはその踏まえた条例を考えたってことですよ。

○横山課長 はい。

○藤原会長 「条例を改正されたい」って、そうなるのか。案をつくった。ですから、即した内容となるように案をつくりましたので条例を改正されたいという、何かそういうのがいいのかなど。改正について、ここでやったってことを別に書かなくてもいいのかな。改正に当たっての基本的な考え方というのがあって、「条例を改正されたい」でいいのか。基本的な考え方、以上を踏まえ、こういった何とかかんとかを審議したってことじゃないですか。ほんで、その審議の結果はこれこれこういうふうな条例案としてまとめて、それでされたいか。改正方針のとおり、これで…

○赤井委員 上は環境保全条例を改定して、下のほうは、そこから独立した新しい条例を制定してくださいってことですか。

○横山課長 3番は、こういう考え方に基づいて改正した結果、2つに分けたと。基本条例と……。

○赤井委員 基本条例は制定で、保全条例は改定ってことですね。

○横山課長 はい。その結果、2つの条例ができたという、条例に分けて進めるというふうな結果をいただくという形になると思います。

○藤原会長 保全条例は改正で、基本条例は新たに制定と。

○横山課長 3番の最終行、「改正されたい」ってちょっとおかしいかもしれませんので、その語尾は確認をいたします。あくまで審議会のほうから意見をいただくのか、こういう考えで審議会のほうは審議をいたしましたよということのほうが、確かにそのほうがスムーズなような気もいたしますので、この語尾はもう一度確認をさせ

てください。

○藤原会長 はい、すいません。じゃあ一番最後の行ですね。ここで何か市にお願いしてるような感じなんですけど、この審議会はこういう現状を踏まえてこれこれを議論しましたっていうか、この保全条例の改正について議論しましたというふうにして、審議結果は、改正は妥当ですと。さらに、環境基本条例というのを新たに制定されたいというような文言でお願いします。

○田代委員 結局、確認しないといけない話だと思うんですけども、審議の内容であれば「検討を行った」という締めだと思うんですけど、基本的な考え方になるので、語尾が「審議を行った」も、それはそれで何かちょっとおかしいような気がして、結局これは答申の先例がどういう書き方になってるかなのかなと。

○横山課長 分かりました。

○藤原会長 じゃあそこは確認して、この文章の書き方について私のほうで修正させていただきます。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○藤原会長 じゃあ、そうさせていただきます。

それでは、答申についてもここで議論を終わりましたので、マイクをお返しします。

○事務局（山根） 長時間にわたりましてありがとうございました。

本日はこれにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後 3 時 53 分 閉会